

名取市文化会館ネーミングライツ（施設命名権）募集要項

名取市は、市の公共施設である「名取市文化会館」に愛称を付与する施設命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を次のとおり募集します。

1. 目的

市とネーミングライツ・パートナーが連携・協力することにより、施設のさらなる魅力向上を図るとともに、市有財産の有効活用により自主財源を確保することを目的とします。

2. 対象施設

《名称》名取市文化会館

《住所》名取市増田字柳田520番地

※詳細は（別紙1）ネーミングライツ対象施設概要のとおり

3. 募集条件

(1) 施設命名権料（最低提案金額）

年額300万円

※上記金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。契約時に消費税及び地方消費税を加算することとなります。

※施設命名権料の納入は、毎年4月末日までに1年分を一括納入していただきます。また、契約開始日が年度途中の場合、初年度及び最終年度の施設命名権料は月割により計算します。なお、初年度ネーミングライツ料の納入については、契約締結日の翌月末を納入期限とします。

(2) 契約期間

原則3年以上5年以内（年単位）とし、応募者による提案を踏まえて協議することとします。

※ 契約開始時期は、令和8年4月1日を想定しておりますが、市民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえ、協議により決定することとします。

※ 契約期間終了後の更新の際は、優先交渉権があります。優先交渉権者については、3ページで説明しています。

4. ネーミングライツ料以外の費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は下記のとおりとします。

下記以外に、ネーミングライツの導入に起因して副次的に発生する費用負担については、ネーミングライツ・パートナー、市及び指定管理者の3者の協議により決定し

ます。

費用負担の区分表

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
看板表示の変更 ※1		○ ※2
契約期間終了後の原状回復		○ ※2
本市作成のパンフレット、封筒等の広報印刷物、 ホームページの表示変更 ※3	○	
提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用		○ ※2

※1 看板表示の設置位置・デザイン等については、ネーミングライツ・パートナー、市及び指定管理者の3者の協議により決定します。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。なお、敷地外、道路標識等の表示変更は、関係機関と協議の上、変更可能な表示については行うことができます。

※2 施設命名権料のほかに別途負担が必要です。

※3 広報印刷物の変更については、愛称の導入に合わせ、速やかに変更します。

5. リスク分担

ネーミングライツ・パートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担については、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し決定するものとします。

6. 応募資格

ネーミングライツ・パートナーは法人を対象とします。ただし、次に示す者は対象外とします。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行うもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行うもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの
- (4) 政治活動または宗教活動を主たる目的とする団体
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する事業を行うもの
- (6) 直近1年分の法人税、法人事業税、法人住民税、固定資産税、消費税・地方消費税を現に滞納しているもの
- (7) その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市長が認めるもの

7. 愛称の留意点

- (1) 愛称中に、「名取」という文言を必ず用いてください（「なとり」「ナトリ」「NATORI」等も可）。
- (2) 公式名称は、名取市文化会館条例第3条で規定する「名取市文化会館」とし、条例で定められた名称は変更せず、愛称として利用するものとします。
- (3) 愛称は、公共施設にふさわしいものとし、文化会館としてのイメージを損なわないものとします。なお、愛称に関しては、市民や施設利用者の理解が受け入れられやすいものとし、次に掲げるものは、使用を認めません。
 - ①法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - ②公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - ③政治活動、宗教活動に関するもの
 - ④意見広告又は個人の宣伝に関するもの
 - ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に関するもの
 - ⑥人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - ⑦当該愛称の内容を市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - ⑧商標権、著作権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるもの
 - ⑨その他愛称として表示することが適当でないと市長が認めるもの
- (4) 利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間中の愛称の変更はできませんが、社名変更等やむを得ない場合は協議の上、変更の可否を判断します。その際に生じる看板表示等の変更に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。
- (5) 提案いただいた愛称について、審査過程や市民への意見聴取により意見があった場合は、最終的な愛称について、協議させていただくことがあります。

8. ネーミングライツ・パートナーのメリット

- ①市の広報紙やホームページ等における施設名称の記載には、原則として愛称を使用します。なお、愛称が定着するまでの間、愛称とともに条例上の施設名称を併記する場合があります。
- ②ネーミングライツ・パートナーは、次回の契約に際して優先交渉権を有します。
- ③ネーミングライツ料は、当該施設の維持管理のための財源となり、当該施設における市民サービス向上策に使われますので、ネーミングライツパートナーとなることで、CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) が高まります。また、ネーミングライツ・パートナー企業は、CSR 向上への取組として、ネーミングライツ・パートナーであることを、ホームページ等で広報することができます。

④上記以外によるPRについては、協議のうえ決定します。

9. 申込方法及び提出書類

(1) 募集要項配布期間 令和7年12月1日（月）～令和8年1月14日（水）

(2) 質問受付期間 令和7年12月1日（月）～12月12日（金）

別紙質問書に必要事項を記載の上、FAX又は電子メールにて下記の送付先に送信してください。全ての質問に対する回答は、12月19日（金）に市ホームページで公開します。

◎送付先

名取市教育委員会教育部文化・スポーツ課

FAX 022-384-9690

Email: bunsupo@city.natori.miyagi.jp

(3) 申請書提出期間 令和7年12月1日（月）～令和8年1月14日（水）

持参又は郵送（令和7年1月14日（水）必着）により、下記の書類を名取市教育委員会教育部文化・スポーツ課に提出してください。

※上記期間の受付については、午前9時00分から午後4時30分までとします。また、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日は閉庁日となっておりますので受付できません。

(4) 提出書類

①名取市文化会館ネーミングライツ・パートナー申込書（様式第1号）

②地域貢献に対する取組実績及び今後の計画に関する資料（任意又は様式第1号）

③会社概要及び直近3年間の決算報告書

④納税証明書

ア) 税務署発行の納税証明書「その3の3」（未納のないことの証明）

イ) 名取市内に本店・支店・営業所等がある場合及び固定資産を所有している場合は、名取市税務課で取得できる「未納の無いことの証明」

⑤登記事項証明書又は登記簿謄本（提出日3月以内に作成されたものに限る）

⑥暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第2号）

10. 選定方法

募集期間終了後に名取市有料広告審査会（以下「審査会」という。）において、優先交渉権者を決定します。

ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい事業者かどうか、また、応募された愛称名、提案金額等を総合的に判断して優先交渉権者を決定します（なお、1者のみによる応募の場合も同様に審査会において内容を審査します。）。

なお、審査の結果、選定基準の審査項目に著しく低い評価点がある場合は、優先

交渉権者を選定しないことがあります。

審査は、以下の審査基準・判断基準に基づき、実施します。

審査基準

審査区分	審査項目	配点
ネーミングライツ料	①配点50点×当該応募金額/最高応募金額	50
提案契約期間	②配点10点×当該応募契約期間/最高応募契約期間	10
愛称	③施設のイメージとの適合性	10
	④親しみやすさ、呼びやすさ	10
応募者の適格性	⑤名取市での地域貢献や支援実績及び計画	10
	⑥事業の安定性・継続性（経営状況）	10
合計		100

評価の判断基準（ネーミングライツ料、提案契約期間を除く）

評価	愛称		応募者の適格性		得点の算出方法
	③施設のイメージとの適合性	④親しみやすさ、呼びやすさ	⑤名取市での地域貢献や支援実績及び計画	⑥事業の安定性・継続性（経営状況）	
A	優良	優良	優良	優良	配点×1.00
B	標準	標準	標準	標準	配点×0.50
C	不適	不適	なし	不適	配点×0.00

優先交渉者の決定

- (1) 複数の委員による評価点数の合計点の最高得点者を優先交渉者として選定する。
また、最高得点者に次ぐ得点者を次点交渉者とするが、次点交渉者として適切な者がいない場合は、次点交渉者を選定しないものとする。
- (2) 得点の算出の際に小数点が生じた場合は、小数点第1位を切り捨てる。
- (3) 合計得点が同点の場合は、ネーミングライツ料の点数が高い応募者を優先交渉者とする。
- (4) (3)によっても優先交渉者を選定できない場合は、委員の合議により決定する。
- (5) 評価の判断基準において、③施設のイメージとの適合性、④親しみやすさ、呼びやすさ、応募者の適格性のうち⑥事業の安定性・継続性（経営状況）に関し、委員の過半数が1項目でもC評価をした場合は失格とする。

11. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。また、選定されたネーミングライツ・パートナーについては、市のホームページに公表します。

12. 契約その他

- (1) ネーミングライツ・パートナーとの最終的な協議が整い次第、名取市と契約を締結していただきます。
- (2) ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為その他ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき理由により、命名施設及び市のイメージを損ねるおそれがあると判断したときは、市は、当該ネーミングライツに関する契約を解除することができます。この場合において、現状回復等にかかる費用は、当該ネーミングライツ・パートナーの負担とし、契約の解除に伴い、当該ネーミングライツ・パートナーに損害が発生した場合であっても、市は、その責任を負いません。

13. 留意事項

- (1) 申込に係る必要な経費は全額申込者の負担とします。
- (2) 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- (3) 提出書類等は返却いたしません。
- (4) 提出書類等は、ネーミングライツ導入に関してのみ使用し、それ以外に使用することはありません。ただし、名取市情報公開条例（平成11年12月17日名取市条例第21号）に基づく情報開示請求があった場合、当該条例の規定により、開示することができます。

14. 応募及び問い合わせ先

〒981-1224 名取市増田字柳田570-2 仙台法務局名取出張所2階
名取市教育委員会 教育部文化・スポーツ課
電話022-724-7175
Email: bunsupo@city.natori.miyagi.jp

(別紙1) ネーミングライツ対象施設概要

施設名	名取市文化会館										
所在地	名取市増田字柳田520番地										
施設の概要	<p>1. 設置年月日 平成9年3月12日</p> <p>2. 施設規模 敷地面積 27,399 m² 延床面積 13,887 m² 構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造</p> <p>3. 利用者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td><td>137,535人</td><td>176,694人</td><td>208,335人</td><td>199,149人</td></tr> </tbody> </table> <p>※R3は新型コロナウイルス感染症の拡大により、行事等の中止があったことから、利用者数が少なくなっているもの。</p> <p>4 主な用途</p> <p>演劇、音楽、講演会、会議・集会など、様々な文化活動に利用される施設です。大ホール（収容人員1,350名）、中ホール（収容人員450名）、小ホール（収容人員200名）のほか、展示ギャラリー、音楽練習室、リハーサル室、演劇練習室などがあり、市民はもとより周辺地域を含めた文化活動の拠点として広く活用されています。</p>	年度	R3	R4	R5	R6	人数	137,535人	176,694人	208,335人	199,149人
年度	R3	R4	R5	R6							
人数	137,535人	176,694人	208,335人	199,149人							
看板の設置箇所	選定後別途協議										
セールス ポイント	<p>設計は世界的な建築家で、幕張メッセや横浜アイランドタワーも手掛けた槇文彦氏。</p> <p>走行反射板や舞台機構を備えた大ホール。室内楽に適し、芳醇な響きの中ホール。平戸間形式で多用途に使用可能な小ホールなど、幅広い用途で使用可能なところが魅力です。</p> <p>ランドスケープと一体となったデザインは、「文化の森のパビリオン」とも言われております。</p> <p>4号バイパス、駅からも近く、アクセスの良さも自慢です。</p>										
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・大ホール：音楽を主体とした多機能ホールで、広い舞台が特徴です。 ・中ホール：室内楽を主体とした音楽ホールです ・小ホール：平戸間で、展示会場、会議、パーティーなど、様々なイベントに利用できます。 ・展示ギャラリー：主に文化芸術の作品展示に利用するスペース。 ・音楽練習室・リハーサル室・演劇練習室：音楽や演劇、ダンスなどの練習に利用できます。 ・会議室：プレゼンに対応できる設備を備えた会議室や、少人数での会議に適した和室などがあります。 ・HAUS DER HOFFNUNG～希望の家：震災復興支援としてドイツのラインハルト アンド ソンヤ エルнст財団から寄贈された多目的ホール 										
施設ホームページ	https://bunka.natori.or.jp										